

## 令和8年度の人権相談・行政相談

### 相談窓口名称：特設人権相談会

日 時…下記のとおり

会 場…下記のとおり

相談内容…①家庭内トラブル（親子・離婚・扶養など）

②ご近所トラブル

③いじめ・体罰などの子どもの人権問題など ※個人情報を守られます

相 談 員…市内の人権擁護委員

（人権擁護委員以外に法務局職員も一緒に同席し相談をお受けする場合があります）

相 談 料…無料

事前申込…不要です。直接会場へお越しくください。

問 合 せ…市民税務課市民相談室（電話74-0042、有線2-3372）

妙高高原支所（電話74-0048）、妙高支所（電話74-0051）

月	日	曜	会 場	相談時間	相談員 人数	備 考
4	10	金	新井ふれあい会館 控室B	9時30分～12時30分	2	
5	8	金	妙高高原メッセ	9時30分～12時30分	2	
6	10	水	新井ふれあい会館 控室B	9時30分～12時30分	2	
7	10	金	妙高保健センター	9時30分～12時30分	2	
8	10	月	新井ふれあい会館 控室B	9時30分～12時30分	2	
9	10	木	妙高高原メッセ	9時30分～12時30分	2	
10	9	金	新井ふれあい会館 控室B	9時30分～12時30分	2	
11	10	火	妙高保健センター	9時30分～12時30分	2	
12	10	木	妙高高原メッセ	9時30分～12時30分	2	
1	8	金	新井ふれあい会館 控室B	9時30分～12時30分	2	
2	10	水	新井ふれあい会館 控室B	9時30分～12時30分	2	
3	10	水	新井ふれあい会館 控室B	9時30分～12時30分	2	

### 相談窓口名称：行政相談会

日 時…下記のとおり

会 場…下記のとおり

相談内容…国の仕事や、国が県や市に委任している仕事について、  
皆さんから意見や要望、苦情などをお聞きし、解決に努めます。

相 談 員…市の行政相談員

相 談 料…無料

事前申込…不要です。直接会場へお越しくください。

問 合 せ…市民税務課市民相談室（電話74-0042、有線2-3372）

妙高高原支所（電話74-0048）、妙高支所（電話74-0051）

月	日	曜	会 場	相談時間	相談員 人数	備 考
4	10	金	妙高市役所	10時～12時	1	
5	8	金	妙高高原メッセ	10時～12時	1	
7	10	金	妙高保健センター	10時～12時	1	
8	10	月	妙高市役所	10時～12時	1	
9	11	金	妙高保健センター	10時～12時	1	
10	9	金	妙高高原メッセ	10時～12時	1	
11	10	火	妙高保健センター	10時～12時	1	
12	10	木	妙高高原メッセ	10時～12時	1	
1	8	金	妙高市役所	10時～12時	1	
3	10	水	妙高市役所	10時～12時	1	